3　市税の納付

市税は、定められた期限（納期限）までに納税者の皆様に、自主的に納めていただくものです。納期内の納付をお願いします。

市税の納め方

納付書払い▶納税課▶　☎ 046－822－8204
口座振替▶税制課▶　☎ 046－822－9836

税目ごとの納付方法

税目 ＼ 納付方法		キャッシュレス			窓口納付			参考 当初納税通知書の発送
		eLTAX	eL-QR	口座振替	金融機関窓口	市役所窓口	コンビニ	
主に個人の方	個人市民税（普通徴収）		○	○	○	○	○	6月
	固定資産税 都市計画税		○	○	○	○	○	4月
	軽自動車税		○	○	○	○	○	5月
主に事業者の方	個人市民税（給与特徴）	○			○	○		5月
	法人市民税	○			○	○		－
	事業所税	○			○	○		－
	市たばこ税	○			○	○		－
	入湯税	○			○	○		－

ⓘ市役所窓口は、各行政センター・市民サービスセンター（役所屋）各店を含みます。
ⓘそれぞれの納め方については[▶29、30、31、32 ページ]をご覧ください。
ⓘ個人市民税について、令和６年度分以降は、森林環境税を含みます。

市税の納付

■ eLTAX での電子申告・電子納税【主に事業者の方】

横須賀市では、デジタル化の一環として eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告・電子納税を推進しています。納付書によらない、申告に基づく納税についても、自宅やオフィスからキャッシュレスで手続きが可能です。

◆電子申告のメリット

① インターネットで、オフィスや自宅から簡単に申告できます。
② 複数の地方公共団体に対し、一度の手続きで一括して申告ができます。
③ eLTAX に対応した市販の税務会計ソフトで作成したデータが使えます。

◆電子納税（共通納税）のメリット

① インターネットで、オフィスや自宅から簡単に納税できます。
② 複数の地方公共団体に対し、一度の手続きで一括して納税ができます。
③ 電子申告を行った申告情報や特別徴収税額通知データを共通納税システムに引き継いで納税することができます。
④ 事前に登録した金融機関口座から、地方税を直接納税できます。（ダイレクト納付）
⑤ 地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納税できます。

◆横須賀市で利用できるサービス

税目	電子申告等	電子納税（※）
個人市民税（給与特徴）	・給与支払報告書（総括表・個人別明細書） ・給与支払報告、特別徴収にかかる給与所得者の異動届出、特別徴収への切替届出 ・特別徴収義務者の所在地名称変更届出 ・公的年金等支払報告　など ※個人の方による住民税申告は対象外	・本税の納付（給与からの特別徴収分、退職所得分） ・延滞金の納付
法人市民税	・予定申告、中間申告、確定申告、・修正申告 ・清算確定申告 ・法人設立・設置届、異動届　など	・本税の納付 ・延滞金の納付 ・見込納付、みなし納付
事 業 所 税	・資産割、従業者割の申告 ・免税点以下の申告、事業所用家屋貸付等申告 ・事業所等新設・廃止申告　など	・本税の納付 ・延滞金の納付 ・加算金の納付
固定資産税（償却資産）	・全資産申告 ・増加資産／減少資産申告 ・修正申告　など	「地方税お支払サイト」をご利用ください。（申告情報は共通納税システムに引き継がれません。）
市たばこ税	・申告、修正申告　など	・本税の納付 ・延滞金の納付 ・加算金の納付
入　湯　税	・納入申告書　など	

※eLTAX（PCdesk）で発行する納付情報により、ペイジー対応 ATM から納付することもできます。

詳細は eLTAX ホームページをご覧ください。　eLTAX　検索

eLTAX ヘルプデスク▶　☎ 0570-081459 又は 03-6745-0720

市税の納付

■ 地方税統一 QR コード（eL-QR）で納める場合

eL-QR が印字されている納付書の場合、スマートフォン等を利用して、自宅やオフィスから納付ができます。

◆**利用できる税目**　市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

区　分	納　め　る　方　法
地方税お支払サイト	「地方税お支払サイト」（https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser）にアクセスし、eL-QR を読み取るか、eL 番号（納付書番号）を入力して納付します。（ペイジー番号の発行も「地方税お支払サイト」から手続きできます。） ※令和８年９月に「地方税お支払サイト」から「eL お支払サイト」に名称変更予定です。
スマートフォン決済アプリ	スマートフォン決済アプリを利用して、納付書に印字されている eL-QR を読み取り、アプリ内で納付手続きができます。

ⓘ利用可能なスマートフォン決済アプリ、クレジットカードブランド等については、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

地方税お支払サイトヘルプデスク▶　☎ 0570-080481

ⓘキャッシュレス納付の注意事項

- **領収証書は発行されません**
  領収証書が必要な方は、金融機関や市役所、コンビニエンスストアで納付してください。
- **軽自動車税の納税証明書（継続検査用）について**
  軽ＪＮＫＳ（軽自動車税納付確認システム）により、軽自動車検査協会が納付状況を確認できるため、原則として紙の納税証明書（継続検査用）は不要です。ただし、直近で納付したばかり、対象車両に過去の未納がある、引っ越しにより市区町村が変わった等の場合は、紙の納税証明書が必要です。
  継続検査（車検）の期日が近い等、お急ぎの場合は、金融機関等の窓口で納付の上、納税通知書に付いている納税証明書（継続検査用）をお受け取りください。
- **上記以外の納税証明書の交付申請について**
  納付の情報が市役所へ届くには日数がかかりますので、納税証明書はすぐに発行できません。お急ぎの場合は、金融機関や市役所、コンビニエンスストア等の窓口で納付の上、領収証書を持参して交付申請をしてください。
- **二重納付防止のために**
  キャッシュレスで納付をした場合、一度決済が完了すると取り消しはできません。また、納付書に領収印が押されないため、一度納付した納付書で誤って再度納付しないようご注意ください。納付済であることがわかるようにメモをお願いいたします。
- **金融機関や市役所、コンビニエンスストアでアプリを提示しての納付はできません。**
- **クレジットカードを使用して納付する場合は、納付額に応じた決済手数料がかかります。**
- **ペイジーで納付する場合（インターネットバンキング、ペイジー対応 ATM を利用）**
  地方税お支払サイトでペイジー番号（入力時に必要となる番号）を発行して、当日中に納付してください（納付書に記載されている収納機関番号等は使用できません）。

市税の納付

■ 口座振替（自動払込）で納める場合

税制課▶ ☎ 046−822−9836

お申し込みいただくと、ご指定の口座から、納期限ごとに市税を自動引き落としします。

◆利用できる税目　市・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

◆利用できる金融機関　横浜銀行、スルガ銀行、りそな銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、神奈川銀行、ゆうちょ銀行、湘南信用金庫、かながわ信用金庫、中央労働金庫、横浜幸銀信用組合、ハナ信用組合、よこすか葉山農業協同組合

◆申し込み方法　以下の申込窓口へ手続きに必要なものを持参し、お申し込みください。

(!)金融機関の窓口で手続きする場合、横須賀市外の店舗には口座振替依頼書がそなえつけられていませんので、税制課までお問い合わせください。

手続きに必要なもの	①通帳　②通帳に使用している印鑑　③納税通知書(軽自動車税は不要)
申込窓口	・上記、利用できる金融機関の各店舗 ・市役所(税制課、会計課、各行政センター、市民サービスセンター(役所屋)各店)

(!)市内在住で、高齢又は障害等を理由として金融機関や市役所等での手続きが困難な方は、会計課までご連絡ください。

会計課▶ ☎ 046−822−8426

◆キャッシュカードでの口座振替申し込み方法（印鑑不要）について

市役所、各行政センターの窓口で、キャッシュカードと暗証番号を使用して、口座振替のお申し込み（新規、変更）ができます。

(!)登録する口座の名義人ご本人がお越しください。本人確認を行います。

◆スマートフォンでの口座振替申し込み方法について

スマートフォンアプリ「+メッセージ」の公式アカウントから「AIRPOST（エアポスト）」にアクセスすることで、口座振替のお申し込み（新規、変更）ができます。

(!)対象金融機関が限定されています。　(!)軽自動車税はご利用いただけません。

(!)口座振替の注意事項

- 口座振替依頼書の提出日から振替開始まで１か月以上かかります。
- お申し込みが納期限に間に合わない納期分については、納付書で納付してください。
- 領収証書は発行されません。振替結果は通帳記帳によりご確認ください。
- 残高不足等により振替ができなかったときは、再度の振替はされず、納付書による納付となります。
- 軽自動車税は、同一名義の車両すべてが、同一口座から口座振替されます。
- 固定資産税・都市計画税について、相続などで納税義務者が変更になった場合や、共有名義の固定資産の共有者やその持分の割合が変わった場合などは、新たに口座振替のお申し込みが必要です。
- 同一納税義務者に３年度にわたり同一税目について課税が無い場合は、口座振替のお取り扱いが解除されます。
- 納税義務者が亡くなって代表相続人を設定した場合や、納税管理人を設定・解除した場合は口座振替のお取り扱いが解除されます。

市税の納付

納税通知書（納付書）を使って窓口で納める場合

<table>
<tr><th>区　分</th><th>納める場所・方法</th></tr>
<tr><td>eL-QR が印刷
されている納付書</td><td>地方税統一QRコード（eL-QR）対応金融機関（eLTAX（地方税ポータルシステム）のホームページをご確認ください。）</td></tr>
<tr><td>銀行
（公金取扱銀行）</td><td>横浜銀行、スルガ銀行、りそな銀行、神奈川銀行</td></tr>
<tr><td>ゆうちょ銀行
（郵便局）</td><td>神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、
山梨県内のゆうちょ銀行（郵便局）
(!)納期限を過ぎますと、横須賀市外のゆうちょ銀行（郵便局）では納付できないこともあります。

＜上記都県外のゆうちょ銀行（郵便局）で納める場合＞
ゆうちょ銀行（郵便局）備え付けの払込取扱票に、次の口座番号、加入者名及び必要事項をご記入の上、横須賀市会計管理者あてに払い込んでください。
(!)払込取扱票を使用する場合や、現金での納付には、別途料金が掛かります。
<table>
<tr><td>口　座　番　号</td><td>00120-8-32400</td></tr>
<tr><td>加　入　者　名</td><td>横須賀市会計管理者</td></tr>
<tr><td>必　要　事　項
（通信欄に記入）</td><td>税目、年度、通知番号、期別、
納税義務者名（払い込む人が別人の場合）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>信用金庫・労働金庫</td><td>湘南信用金庫、かながわ信用金庫、中央労働金庫</td></tr>
<tr><td>信用組合・協同組合</td><td>横浜幸銀信用組合（横須賀支店）、ハナ信用組合、よこすか葉山農業協同組合</td></tr>
<tr><td>横須賀市役所</td><td>本庁、各行政センター、市民サービスセンター（役所屋）各店[▶36 ページ]</td></tr>
<tr><td>コンビニエンスストア</td><td>生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、
ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、
ミニストップ、ローソン、MMK 設置店（NewDays（一部の店舗除く）等）</td></tr>
</table>

(!)ご注意ください

【コンビニエンスストアで利用できないもの】
・バーコードが印字されていないもの
・バーコード取扱期限が過ぎているもの
・金額訂正したもの

市税の納付

減　　免

お問い合わせ先は下表▼

下表の「主な要件」を満たすようなときは、市税の減免を受けられる場合があります。表中の各お問い合わせ先にご相談ください。

税　　目	主　な　要　件	お問い合わせ先
個人市民税	・災害による被害を受けた場合 ・生活保護を受けている場合 ・所得が皆無となったため生活が著しく困難になった場合	市民税課 ☎ 046－822－8192
法人市民税	・条例で定める法人で収益事業を行わないもの （公益社団法人、公益財団法人、NPO 法人等）	市民税課 ☎ 046－822－8120
軽自動車税	・身体障害者等又はその家族及び介護者が身体障害者等のために使用する場合 ・公益のために使用する場合	市民税課 ☎ 046－822－9733
固定資産税 都市計画税	・災害による被害を受けた場合 ・生活保護を受けている場合 ・公益のために使用する場合	資産税課 ☎ 046－822－8195

納税の相談

納税課▶　☎ 046－822－8203

徴収猶予の制度

特別な事情がある場合には、納める時期を遅らせたり、税額を分割して納めたりすることができる制度があります。（原則として１年以内）

特別な事情
- 納税者の財産が火災や盗難にあったとき。
- 納税者や家族が病気になったり、負傷したりしたとき。
- 事業を休業、廃業した場合や著しい損失を受けたとき。
- 本来の納期限から１年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき。

申請による換価猶予の制度

市税を一時に納めることにより、事業の継続又は生活の維持が困難となる恐れがある場合には、差押財産の換価（売却）、又は財産の差押が猶予される制度（原則として１年以内）があります。

本申請を行う場合は、納期限から６か月以内の申請が必要です。ただし、申請にかかる市税以外に滞納がある場合は、原則適用できません。

借金の返済にお困りの方は、消費生活センターの「消費生活相談窓口」（無料）を利用しましょう。

消費生活センターの相談員による解決方法の助言や専門機関への案内を随時行っています。ご相談いただいた内容は、ご本人の同意なく他者へ漏らすことはありません。ぜひお気軽にご相談ください。

【受付時間】平日 9:00～16:00
【窓　　口】市役所本館２号館１階　32 番窓口

消費生活センター▶　☎ 046－821－1314

市税の納付

市税を滞納すると

納税課▶　☎ 046－822－8203

■ 市税の滞納と延滞金

市税は、納期内に納めなければなりませんが、その期限を過ぎて納めていない状態を「滞納」といいます。市税を滞納すると、納期限の翌日から、納める日までの期間と税額に応じた延滞金を納めていただきます。

◆延滞金

納期限までに税額 2,000 円以上の税金を完納しないときは、納期内に納税した方との公平を図るため、納期限の翌日から税金を完納した日までの日数に応じて、税額（1,000 円未満の端数があるときは切り捨てます。）に、下表の期間区分に応じた割合（年率）を乗じて計算した延滞金を納めていただきます。

期間	令和８年１月１日から 同年 12 月 31 日まで	令和９年１月１日以後
納期限の翌日から １月を経過する日まで	年 2.8％	年 7.3%又は延滞金特例基準割合（※） ＋1.0%のいずれか低い割合
納期限の翌日から １月を経過した日以後	年９.１％	年 14.6%又は延滞金特例基準割合（※） ＋7.3%のいずれか低い割合

※**「延滞金特例基準割合」とは**　平均貸付割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1.0%の割合を加算した割合

ⓘ令和 7 年 12 月 31 日以前の延滞金の割合につきましては、納税課までお問い合わせください。

ⓘ延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

ⓘ法人市民税、市たばこ税、事業所税、特別土地保有税の延滞金については、計算方法が上記と異なります。

■ 督促と滞納処分

市税の滞納者には、督促状を送付します。督促状が送達されてもなお、納めていただけない場合は、滞納者の財産調査を行い、財産（給与、預金、不動産など）を差押え、取立てや公売により徴収することになります。

こうした差押えや取立て、公売などの一連の手続きを滞納処分といいます。滞納処分は、税の公平と市税の確保を図るものです。納期内納付にご協力ください。

猿島

市税の納付